

第 3 1 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 2 年 1 2 月 2 1 日 (月)

せたな町農業委員会

第 3 1 回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 2 年 1 2 月 2 1 日 (月) 午後 2 時 0 0 分 から 2 時 2 5 分

2. 開催場所 せたな町健康センター 総合検診室

3. 出席委員 (1 2 人)

会長	1 5 番	原	田	喜	博
会長職務代理者	1 4 番	大	口	賢	一
委員	1 番	阿	部	紹	子
	3 番	森		正	勝
	4 番	水	野	幸	雄
	5 番	大	羽	孝	志
	6 番	小	島	敏	人
	7 番	玉	木	久	志
	9 番	日	置	和	彦
	1 1 番	多	田	里	佐
	1 2 番	松	崎		豊
	1 3 番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員 (3 人)

2 番	横	道	重	人
8 番	酒	井	誠	一
1 0 番	本	井		治

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について (農業委員会等に関する法律第 31 条該当)
第 4	議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による通知について
第 5	議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
第 6	議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第31回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦労様でございます。

今年も残すところあと10日ばかりということで、暮れに差し掛かり、皆さん大変お忙しい中お集まりいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

会長

また総会にあたりましては、マスクの着用、手指の消毒、検温等にご協力くださいましたことも厚く御礼を申し上げます。

会長

また、先日農政委員会が町に対しての意見書を提出いたしました。

例年は1時間以内に終わる内容でございましたが、今年は皆様方の積極的なご意見にも熱が入りまして、大変時間が足りなかったということで、大変ご迷惑をおかけしたということでお詫びを申し上げます。

色々な意見がございました中で、来年の6月までの期間以内で町と再度意見交換会をしたいということを申し入れて、町長からも承諾を得ました。来年に入ってから、農業委員会と町の懇談会の日程も詰めていきたいと思っています。

会長

また意見交換会の後に、せたな町米麦協会の試食会が若松地区でございまして、私と事務局長、町長が試食会に参加いたしました。

会長

試食会では、農業改良普及センターの辻係長から今年の作況の説明が色々ございました。

令和2年の作況としては全道的には作況指数が106、檜山管内においては102ということで、やや良ということでございますけども、せたな町、今金町に関しては、収穫してみてくず米の多さにびっくりした、そういった内容の説明でございました。

会長

今年はくず米が前年の2倍近くあったということで、登熟期間に何か問題があったのではということで、登熟期間の問題の要因を説明してもらいました結果、やはり登熟期間の40日間の日照時間が1番大事だということで、その日照時間を今金のアメダスで調べた結果、せたな町と今金町に関しては日照時間が3.3時間でした。

他の地区では、北斗市は4.6時間、木古内4.8時間、森町4時間、厚沢部でも4.2時間ありました。

全道的な深川、空知管内にいたしましては5.6時間と断然この地域の

会長 約 2 倍とまではいきませんが日照時間がありました。
 せたな町に関しては 3.3 時間と 1 番日照時間が少ない、これが原因ではないかというような説明がございました。

会長 その後、米の試食を行いまして、何年か連続で、ふっくりんこが美味しいという結果が出ておりましたが、今年は来場した人数の約半数が、ゆめぴりかが美味しいという結果が出ておりました。

会長 また本日は冬至ということで、何度も話しているかもしれませんが、明日から 1 日 1 分ずつ日が長くなってきますので、来月の総会には 30 分くらい日が長くなっていくということでございます。

会長 本日は議案が第 4 号までございます。慎重審議の程よろしくお願いいたしますして、簡単ではありますがも挨拶に代えさせていただきたいと思ひます。

事務局長 ありがとうございます。
 本日、3 名の委員より欠席の届出がございました。
 只今の出席委員は 12 名で定足数に達しております。したがいまして、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。
 せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思ひます。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長 「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、6 番小島委員、7 番玉木委員を指名いたします。この指名は、第 31 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長 「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日 1 日間と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について（農

業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございます。当該委員におかれましてはよろしくお願いいたしたいと思っております。

議長

それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 2 年 12 月 21 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 32 番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]さん。所在につきましては[]、面積が[] m²、解約理由につきましては、申出者、[]さんからの申出で、他の農業者に売買したいためということでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい、質問を受ける前にここで暫時休憩いたします。

(午後 2 時 0 9 分 休憩)

(午後 2 時 1 5 分 再開)

議長

休憩を解きます。

議案第 1 号の説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第18条の規定による通知について】

議長

「日程第4 議案第2号 農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案2ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第18条の規定による通知について。

農地法第18条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和2年12月21日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料2ページをご覧ください。

番号33番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計4筆、面積が[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、議案第1号と同じく、申出者、[REDACTED]さんからの申出で、他の農業者に売買したいためでございます。

事務局

3ページをご覧ください。

番号34番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、こちらと同じく、申出者、[REDACTED]さんからの申出で、他の農業者に売買したいためでございます。

事務局

4ページをご覧ください。

番号35番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計3筆、面積が[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、こちらと同じく、申出者、[REDACTED]さんからの申出で、他の農業者に売買したいためでございます。

事務局

5ページをご覧ください。

番号36番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]。借主が[REDACTED]、[REDACTED]

事務局

■■■■■さん。所在につきましては■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、内、田んぼが6筆■■■■■㎡、畑が1筆■■■■■㎡の計7筆、面積が合わせまして■■■■■㎡、解約理由につきましては、申出者、■■■■■からの申出で、事業縮小のためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の6ヶ月前以内に合意されており、農地法第18条第1項第2号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第2号について質疑ございませんか。

議長

はい、■■委員。

3番

36番の■■■■■さんの後は誰か代替え等で借りる人は目星はついて 있습니까。

事務局長

はい。

議長

事務局長。

事務局長

新たな賃貸協議はまだですが、ほぼ目星はついてございます。

3番

わかりました。

議長

はい、■■委員さんよろしいですか。

3番

はい。

議長

他に質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長 「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 12 月 21 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 6 ページをご覧ください。

番号 101 番。利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。利用権設定等に係わる土地につきましては、XXXXXXXXXX、XXXXXX、XXXX、内、田んぼが 2 カ所 XXXX m²、畑が 2 カ所 XXXX m²の計 3 筆、面積が合わせまして XXXX m²、利用目的は転作田と採草畑、こちらは賃貸でございます、期間につきましては、2020 年 12 月 21 日から 2023 年 12 月 20 日までの 3 年間、田んぼの単価が XXXX 円、畑の単価が XXXX 円、賃貸価格が XXXX 円、継続でございます。

事務局 以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長	事務局より説明願います。小池係長。
事務局	はい。議案 4 ページをご覧ください。
事務局	議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について。 農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので、許可を行う。令和 2 年 12 月 21 日提出。せたな町農業委員会会長。
事務局	資料 7 ページをご覧ください。
事務局	こちらにつきましては第 30 回総会におきましてご審議いただき、北海道農業会議へ意見聴取した内容でございます。
事務局	番号 4 番。貸主が■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。借主が■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん、 転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、転用期間は令和 2 年 12 月 22 日から令和 3 年 12 月 21 日、位置図・配置図につきましては、別紙のとおりでございます。
事務局	こちらにつきましては、令和 2 年 12 月 18 日の北海道農業会議第 9 回の常設審議会におきまして審議され、許可相当の回答を得たことを確認いたしましたことから、許可してよろしいものと考えます。以上でございます
議長	はい、説明が終わりました。 議案第 4 号について質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。
議長	以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 31 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。 大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 1 月 28 日

会議録署名委員

6 番 小島敏人

7 番 玉木久志

議長 原田喜博